

厚生労働大臣が定める掲示事項

地域支援・外来医薬品供給対応体制加算について

城北診療所は、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しています。医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場合には十分に説明いたします。

令和8年6月1日

愛媛医療生活協同組合 城北診療所